

(趣旨)

第1条 この規程は、放送大学学則（平成22年放送大学規則第1号）第5条の4第2項の規定に基づき、放送大学データサイエンス教育推進室（以下「推進室」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 推進室は、放送大学における数理・データサイエンス・AIに関する教育を推進することを目的とする。

(業務)

第3条 推進室は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 数理・データサイエンス・AIに関する教育プログラムの改善及び自己点検・評価に関すること。
- 二 前号に掲げる教育プログラムを構成する授業科目の企画・制作に関すること。
- 三 数理・データサイエンス・AIに関する放送番組、インターネット配信公開講座及びオンライン授業の企画・制作並びにその運用に関すること。
- 四 その他数理・データサイエンス・AIに関する教育に関すること。

(室長)

第4条 推進室の室長は、学長が指名する者をもって充てる。

- 2 室長は、学長の命を受け、推進室の業務を掌理する。

(副室長)

第5条 推進室に副室長を置き、室長が指名する者をもって充てる。

- 2 副室長は、室長の職務を補佐する。

(室員)

第6条 推進室に室員を置き、室長が指名する者をもって充てる。

- 2 室員は、推進室の業務に従事する。

(データサイエンス教育企画運営委員会)

第7条 推進室に、データサイエンス教育及び推進室の管理運営に関する重要事項を審議するため、データサイエンス教育企画運営委員会を置く。

- 2 データサイエンス教育企画運営委員会に関し必要な事項については、別に定める。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、推進室に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。